

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和4年度 第4回

令和4年8月23日（火）開催

1 日 時 令和4年8月23日(火) 10時30分～11時05分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 本堂由紀子

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

川口労働局長 立花労働基準部長 佐々木賃金室長

小林賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示(写)

資料番号2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出について

- (1) 秋田県労働組合総連合からの異議申出(写)
- (2) 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出(写)
- (3) 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出(写)
- (4) 中通病院労働組合からの異議申出(写)
- (5) 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出(写)
- (6) 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出(写)
- (7) 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出(写)
- (8) 秋田県地域一般労働組合からの異議申出(写)
- (9) 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出(写)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和4年度第4回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上」の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項において、「会長のほかに会長が指名した委員2名が行うこと」となっておりますので、本日は労働者代表 後藤委員、使用者代表 時田委員にお願いします。

本日審議する議題は、議題1「秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて」、議題2「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について」、議題3「その他」となっております。

それでは、議題1の秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて審議を行いません。

はじめに、事務局から公示の結果を報告して下さい。

○佐々木賃金室長

それでは、異議申出の公示結果についてご報告いたします。

概要を、机上配付させていただいております。

令和4年8月5日に開催されました第3回専門部会の終了後、本日配付しております資料番号1にあります公示文の写のとおり、同日付けで秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行いました。

この公示に対しまして、提出期限であります令和4年8月22日までに、合計9団体から異議申出が提出されました。

それぞれの異議申出書につきましては、資料番号3(1)～(9)にその写を添付しております。提出のあった団体名をご紹介します。秋田県労働組合総連合、秋田県春闘共闘懇談会、秋田県医療労働組合連合会、中通病院労働組合、日本自治体労働組合連合秋田県本部、秋田県公務公共一般労働組合、秋田県高等学校教職員組合、秋田県地域一般労働組合、全日本建設交運一般労働組合秋田県本部の9団体。すべて労働者側からとなります。

異議の内容としましては、医療の立場や学校教育の立場などがありますが、異議申出の趣旨は、何れも同様でありますので、失礼ではあります但し要約した3点に整理できるものと思われまゝす。

1つは、残念ながら答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。ワーキング・プアの状態を解消するためにも、時間額853円のままで、最低賃金を決定することについては不服です。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨、生活必需品などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乗せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。

2つ目、秋田地方最低賃金審議会は目安に1円プラスし、格差を拡大させない考え方が示されました。しかし、このままでは、東京は1,072円、秋田は853円、依然219円の格差となります。抜本的な格差解消が求められると思ひます。

都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私達は全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると思ひます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

3つ目、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けており、また、「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めていただきたい。

異議申出の概要につきましては以上でございますので、9件の異議申出について、ご審議をお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今、事務局から報告がありましたとおり、異議の申出が提出されておりますので、審議したいと思ひます。

申出書を見ますと、9件とも引上げ額が不十分であるという内容で、記載されている異議の項目においても、ほぼ同じ内容であるかと思われまゝす。

審議の方法ですが、これら9件の異議申出に対して一括して審議をしたいと思

いますが、いかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、一括して審議することとします。

各側代表委員には事前に異議申出書の写しをお渡しし、内容を検討していただいておりますので、各側から異議申出に対するご意見をお願いいたします。

使用者側代表委員、労働者側代表委員の順にお願いします。

○小野委員

私の方から意見を申し述べさせていただきます。

今年度の秋田県の最低賃金審議にあたりましては、使用者側は最低賃金法第9条に規定された決定の要素、すなわち労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力にそって、各種調査結果や指標・データなど明確な根拠に基づき、納得感のある水準を決定すべきであります。その際は労働分配率の80%を超えコロナ化や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しく、厳しい経営を迫られている中小企業・小規模事業者の実態を十分考慮の上で検討する必要があるという考えに基づき審議を重ねてきたところであります。

しかしながら、地域経済の活性化に加え、秋田県の人口減少による地域経済縮小が懸念される中であって、若年者の流出に歯止めをかけ労働力人口を確保していくために中央最低賃金審議会の目安に上乘せした金額で改定すべきとの公益側見解がありまして、採決の結果、秋田県の最低賃金を現行から31円上げた853円と改正決定することが承認され、その旨答申したことはご承知のとおりでございます。

31円の引上げは過去最大の上げ幅であり、影響率は22.2%と昨年度の18.1%を4.1ポイント上回るに至りました。中小企業・小規模事業者にとっては、企業物価指数が消費者物価指数を大幅に上回る中で価格転嫁が進まず、収益環境が一段と厳しさを増しており、さらなる引上げは企業経営を直撃し、事業の継続を危うくさせかねないと考えているところです。

なお、政府に対する中小企業・小規模事業者への支援の強化、充実要請につきましては使用者側としても異論のないところであります。以上です。

○赤坂会長

ありがとうございます。次に労働者側代表委員お願いします。

○佐藤委員

私から、労働者側委員の意見を申し上げます。

31円引上げて853円にすることに不服であります。中賃の地賃改定の目安に関する公益委員見解並びに秋田県の最低賃金の改正決定についての諮問を踏まえて公労使で審議を重ねた結果、公益委員見解を示されて結審した金額でございます。この853円という金額については、暮らしの底上げや格差是正などの観点からみてもまた、全国平均1,000円を目指すとした雇用戦略対話の合意に鑑みても十分な金額ではないと受け止めています。また、この金額については労働者側の目指している近い将来に誰もが時給1,000円そして時給1,500円の通過点であると認識しています。

しかしながら、最低賃金近傍で働く労働者の賃金を即に変更すること、すなわち10月1日発効を確保することを考慮すれば、さらなる上積み求めて結審を先伸ばしすることは適当ではないとの判断から労働者側委員として、目安に1円上積みした853円の公益委員見解に賛成をいたしました。地域別最低賃金の現状は賃金の格差というよりは、賃金額の差、額差と申し上げた方がよい状況であると思います。この状況については異議申立にもございますように、公正取引の徹底を図り、いわゆる下請けいじめをなくし、中小企業・小規模事業者が仕事に投下した資本、時価に見合う正当な利益を得られる取組み、とりわけ昨年12月に公表された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」などの施策を政府が協力を推進することが必要であると思っております。こうした施策を元に、看板だけではなく具体的な取組み、実効性のある取組みを政府に求めていくことが大事だと思っております。

加えて、昨年から拡充されました業務改善助成金制度、最低賃金総合相談支援センターなどの相談窓口の広報・強化などによる、中小企業・小規模事業所への支援策の具体化・充実について、こちらも行政などを通じてさらにきめ細かい対応をしていくことが重要だと思っております。

業務改善助成金については、昨年要件が緩和されたことによって、全国でも6倍近く利用する企業が増えていますので、こうした具体的な取組みを進めていくことが非常に大事だと思っております。こうしたことにそれぞれの立場を超えて、これまで以上に真剣に取り組んでいくことが必要であると思っております。したがって、報道等でもこうした動きをぜひ取り上げて報道していただければと思っております。こうした取組みを推進していくことは、中小企業・小規模事業所の

経営改善と低廉な賃金で働く労働者の暮らしの底上げにつながっていくものと信じております。やはり人の働きに見合った賃金ということを実現していかなければならないと思っております。

加えて、こうした取組みの積み重ねが「経済財政運営と改革の基本方針」、日本再興戦略、政労使三者による雇用戦略対話の合意の早期実現に向けて不可欠であると認識しております。中小企業・小規模事業者へ支援策の具体化・拡充について、今後も審議会において引続き情報を把握・注視して参りたいと思っております。

以上、提出された異議の内容に理解できるところは多いものの、賃金における労使の主張を踏まえ、秋田県の様々な状況を勘案されたうえで示された公益委員見解を尊重したいと思っております。したがって、答申の内容どおり決定していただきたいと存じます。

最後に今年度の審議は、原油高騰等による消費者物価や企業物価の急激な上昇に加えて、コロナの第7波が襲来するなど労使にとっては昨年以上に厳しい状況下での審議だったこともあり、残念ながら全会一致となりませんでした。また、同額の県が多くあるといいながら全国最低となったことに労働者側委員としては忸怩たる残念な思いもあります。ただし、中賃の目安決定が遅れるなど異例の事態が重なった中で全国に先駆けて目安への上積みを実現し、かつ、10月1日発効を手にしたことは昨年に引続き県内外に強いメッセージを発信できたと受け止めております。今年度の審議に関与された全ての皆様に敬意を表しまして異議申立に対する労働者側委員の意見とさせていただきます。以上です。

○赤坂会長

ありがとうございました。双方からご意見を伺いましたが、結論としては労使ともに、申出内容について理解できるところはあるものの、8月5日の答申は十分審議を尽くした結果であり、答申どおり決定することが適当であるということだと思います。

したがって、当審議会の結論としては、「異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり、8月5日付けの答申どおり決定することが適当である。」としたいと思います。

また、労使から中小企業・小規模事業者への支援策の強化・充実について政府に対して要望してほしい、加えて、企業物価指数、消費者物価指数が上昇する中、物価高騰分を価格に転嫁できない中小企業・小規模事業者のための「価格転嫁円滑化パッケージ」などの支援策が着実に実施されるよう取組みをお願いしたいのご意見がありました。

私としても、公益委員見解で示しました中小企業・小規模事業者への支援策の

取組、「価格転嫁円滑化パッケージ」などの支援策は必要であると考えますので、審議会の結論を局長あて報告する報告文の中には「中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援について、活用しやすく実効あるものとなるよう要望するとともに「価格転嫁円滑化パッケージ」などの支援策が着実に実施されるよう取組みをお願いしたい」という内容を盛り込みたいと思います。

報告文の内容については、今の内容で字句等については私に一任していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

ありがとうございます。それでは、ご意見を伺いましたので、異議申出に対する当審議会としての結論としたいと思います。

ここで、局長からご発言があるようですので、お願いします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

○川口労働局長

ただ今、9件の異議申出に対して、「8月5日付けの答申どおり決定することが適当である。」との結論をいただきました。この結論に基づきまして、今年度の秋田県最低賃金の改定の手続きを進めてまいりたいと思います。

また、ご意見がありました中小企業・小規模事業者への支援策の充実・強化につきましても、労働局としても、業務改善助成金等の助成制度や働き方改革支援センターを通じた支援等について引き続き周知を図ってまいりますとともに、「価格転嫁円滑化パッケージ」などの支援策についても着実に取り組んでまいります。

今後は、改定後の最低賃金の履行確保に向け、広く県民に対する周知・広報に努めて参りたいと存じますので、委員の皆様には、それぞれのお立場からご協力いただきますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○杉本賃金調査員

カメラ取りは一旦中断させていただきます。

それでは会長、引き続きよろしく願いいたします。

○赤坂会長

次に、議題2の秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について審議を行ないます。

特別小委員会の委員長である臼木委員から報告をお願いします。

○臼木委員

特別小委員会の審議結果について報告いたします。

特別小委員会は、本審議会からの付託を受け、本日午前10時から第1回特別小委員会を開催し、申出のあった4件の特定最低賃金について、金額改正の必要性の有無を審議いたしました。

その結果、申出のあった「非鉄」、「電子部品」、「自動車製造」、「自動車小売」の4件の特定最低賃金とも、全会一致により「改正の必要性がある」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

本審議会に対する報告文は事務局からお願いします。

私からの報告は以上です。

○佐々木賃金室長

それでは事務局から報告文を読み上げます。報告文は写を机上に配布しておりますのでご覧ください。

(写)

令和4年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 臼木 智昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和4年8月5日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記以下は、読み上げは省略させていただきます。

以下は、同じく改正決定の必要性を認めるとの報告でありますので、標題のみ

読み上げさせていただきます。

2枚目、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

3枚目、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

4枚目、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の特別小委員会からの報告について何かご質問等ございますか。

特にないようですので、それでは諮問されておりました4件の特定最低賃金については、「改正の必要性あり」とする特別小委員会の報告のとおり、労働局長に答申することとしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、そのようにいたします。

事務局から答申文案を配付して読み上げて下さい。

○佐々木賃金室長

それでは、答申文案を読み上げます。

(案)

令和4年8月23日

秋田労働局長

川口 秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

以下は、同じく改正決定の必要性を認めるとの答申でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他

の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

3枚目、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

4枚目、最後でございますが、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の、答申文案でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、労働局長に答申いたします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

カメラ取りは一旦中断させていただきます。

それでは会長、引き続きよろしく願いいたします。

○赤坂会長

ただ今答申いたしました「既設4件の特定最低賃金」の改正決定について、諮問があるようですので、労働局長から発言をお願いします。

○川口労働局長

ただ今特定最低賃金について、改正の必要性ありとの答申をいただきました。

この答申に基づきまして、改めて4件の特定最低賃金改正に係る金額審議をお願いしたく諮問させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のこととは存じますが、調査審議の上、できる限り速やかにご答申いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここまでとさせていただきます。
ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくようお願いいたします。

○赤坂会長

それでは、事務局から各委員に諮問文の写を配付し、読み上げて下さい。

○佐々木賃金室長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

(写)

秋労発基0823第1号

令和4年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

川口 秀人

特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号)

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号)

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年秋田労働

以上でございます。

○赤坂会長

ただ今、労働局長から既設4件の特定最低賃金の改正決定について、調査審議を求められました。

今後、それぞれ専門部会を設置して審議をお願いすることになりますが、事務局から各専門部会委員の推薦公示等、今後の予定について説明して下さい。

○佐々木賃金室長

それでは、事務局から説明いたします。

ただ今、労働局長から「令和4年度秋田県特定最低賃金の改正決定について」諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から意見を聴くこととなります。このための公示を、本日举行します。

併せて、各専門部会の委員を選任するための推薦公示も本日举行します。公示の期間は、いずれも9月6日までとします。

なお、第1回の特定最低賃金専門部会は、例年どおり、合同で開催したいと考えております。開催日時については、事務局として、9月中旬から下旬頃を目途に開催したいと考えておりますが、今後選任されます各委員を含めて日程調整させていただいた上で、決定したいと思っております。ご協力方よろしく願いいたします。以上です。

○赤坂会長

ただ今の説明について、委員の皆さんから何かございませんか。

特にないようですので、次の議題3その他ですが、委員の皆さんから何かありますか。

事務局から何かありますか。

○佐々木賃金室長

事務局からは特にございません。

○赤坂会長

これをもちまして本審議会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。